

改正案	現行
<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第十八条第一項の規定により法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録）</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第二項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第五十六条第二項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p>	<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第四十条第一項の規定により法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録）</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第二項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十六条の規定により読み替えて適用される法第五十六条第二項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p>

五の二丁九 (略)

十 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員（法第十三条第一項に規定する個人会員（以下「個人会員」という。）を除く。）の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十八条第五項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面

十一 (略)

2 (略)

(事業譲渡等の認可の申請等)

第八条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 総会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十六条第一項の規定により法第六十二条第二項の総会の

五の二丁九 (略)

十 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十条第一項の規定により法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員（法第十三条第一項に規定する個人会員（以下「個人会員」という。）を除く。）の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十条第五項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面

十一 (略)

2 (略)

(事業譲渡等の認可の申請等)

第八条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 総会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十九条第一項の規定により法第六十二条第二項の総会の

議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十六條第三項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面）

三（略）

四 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五條の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四條第一項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）又は銀行法第三十五條第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五、九（略）

2（略）

議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十九條第三項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面）

三（略）

四 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八條の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四條第一項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）又は銀行法第三十五條第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五、九（略）

2（略）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この命令において「組織再編成」、「経営基盤強化計画」又は「労働金庫等」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）<u>第二条第二項第一号、第三条又は第十三条第一項に規定する組織再編成、経営基盤強化計画又は労働金庫等をいう。</u></p> <p>(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この命令において「組織再編成」、「優先出資」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「経営基盤強化計画」、「優先株式等の引受け等」、「労働金庫等」、「信託受益権等」又は「経営基盤強化指導計画」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）<u>第二条第二項第一号、第四項若しくは第五項、第三条、第六条第一項、第十六条第一項、第十八条第二項第三号又は第二十一条第二項に規定する組織再編成、優先出資、劣後特約付金銭消費貸借、経営基盤強化計画、優先株式等の引受け等、労働金庫等、信託受益権等又は経営基盤強化指導計画をいう。</u></p> <p>(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場合にあっては、当該優先株式等の引受け等に係る法第二条第三項に規定する組織再編成金融機関等に該当する労働金庫等の自己資本比率（第五条第一項各号に掲げる労働金庫等の種類に応じ、当</u></p>

五 (略)

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる労働金庫等に交付するものとする。

4 (略)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

(削る)

三 経営基盤強化計画に係る組織再編成の後において存続する金融機関等又は当該組織再編成により新たに設立される金融機関等が信用金庫等又は労働金庫である場合にあつては、法第十二条第一

該各号に定める区分の基準となる自己資本比率をいう。次条第二号において同じ。()の見込みを記載した書類

六 (略)

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、経営基盤強化計画の提出(第十四条第一項に規定する予備審査に係るものを除く。第七条第五項において同じ。)を受けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内(当該経営基盤強化計画を提出する労働金庫等が優先株式等の引受け等を求める場合にあつては、二月以内)に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる労働金庫等に交付するものとする。

4 (略)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

三 経営基盤強化計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み(法第十四条第一項に規定する優先出資の発行の特例の適用を受けようとする場合に限る。)

四 法第十六条第一項、第四項又は第六項の規定により消却することができるとする事項

項、第四項若しくは第六項又は第十三条第一項、第四項若しくは第六項の規定により消却することができる持分に関する事項

(削る)

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第六条第一項の変更に認定を要しないものとする。

2 法第六条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする労働金庫等は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。
3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第六条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 (略)

5 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第六条第

(優先株式等の引受け等を求める場合の経営基盤強化計画の記載事項)

第六条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 優先株式等の引受け等を求める理由
- 二 優先株式等の引受け等を求める額の算定根拠

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七条 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第七条第一項の変更に認定を要しないものとする。

2 法第七条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする労働金庫等は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。
3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第七条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 (略)

5 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第

二項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる労働金庫等に交付するものとする。

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第七条 (略)

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第六条第一項の変更の認定があつたときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた労働金庫等の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う労働金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に様式第七により報告しなければならない。

2 法第八条第二項において準用する法第七条の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を

三項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内、当該経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含む場合にあつては、二月以内)に、当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる労働金庫等に交付するものとする。

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第八条 (略)

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第七条第一項の変更の認定があつたときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた労働金庫等の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第九条 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う労働金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に様式第七により報告しなければならない。

2 法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を

公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(削る)

公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(経営計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

第十条 法第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき経営計画を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する労働金庫等は、様式第九により提出するものとする。

2 法第十一条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権の額及び内容とする。

3 法第十一条第四項において準用する法第八条の規定に基づき、経営計画の提出を受けた金融庁長官及び厚生労働大臣は、様式第十により、当該経営計画の内容を公表するものとする。

4 法第十一条第四項において準用する法第九条第一項の規定に基づき経営計画の履行状況の報告を行う労働金庫等は、当該経営計画の期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に様式第十ーにより報告しなければならない。

5 法第十一条第四項において準用する法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が経営計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十二により公表するものとする。

(削る)

(経営基盤強化指導計画の提出、記載事項及び公表)

第十一条 法第二十一条第二項の規定に基づき経営基盤強化指導計画を提出する全国を地区とする労働金庫連合会(以下「労働金庫連合会」という。)は、様式第十三による計画一通及びその写し一通を、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。

2 前項の計画及びその写しには、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第十七条第一項に規定する労働金庫連合会の指導に基づき当該労働金庫連合会の会員である労働金庫が実施する経営基盤強化のために労働金庫連合会の行った優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの状況を記載した書類

二 信託受益権等に係る労働金庫(当該信託受益権等に係る優先出資の発行者又は貸付債権の債務者である労働金庫をいう。次項第五号において同じ。)の従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

三 信託受益権等の買取りの決定に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 法第二十一条第三項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信託受益権等の買取りを求める理由
- 二 買取りを求める信託受益権等の額及び内容
- 三 信託受益権等の買取りを求める額の算定根拠
- 四 買取りに係る経営基盤強化指導計画を提出する労働金庫連合会

が保有する信託受益権等の額及び内容

五 信託受益権等に係る労働金庫の組織再編成が他の労働金庫への事業の一部の譲渡又は他の労働金庫からの事業の一部の譲受けであった場合にあっては、当該他の労働金庫が第五条第一項に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当していた旨及びその根拠となる第五条第二項に規定する単体自己資本比率（当該他の労働金庫が労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有する場合にあっては、当該単体自己資本比率及び第五条第三項に規定する連結自己資本比率）

4 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、経営基盤強化指導計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条第四項に照らしてその内容を審査し、当該提出を受けた日から原則として二月以内に信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を行うものとする。

5 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二十一条第四項の信託受益権等の買取りの決定があつたときは、様式第十四により、当該決定の日付、労働金庫連合会の名称及び当該買取りに係る経営基盤強化指導計画の内容を公表するものとする。

（経営基盤強化指導計画の履行状況の報告及び公表）

第十二条 法第二十三条第一項の規定に基づき経営基盤強化指導計画の履行状況の報告を行う労働金庫連合会は、当該経営基盤強化指導計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則とし

削る

て当該事業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に様式第十五により報告しなければならない。

2 法第二十三条第二項において準用する法第二十一条の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が経営基盤強化指導計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十六により公表するものとする。

(経営指導計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

第十三条 法第二十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき経営指導計画を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する労働金庫連合会は、様式第十七により提出するものとする。

2 法第二十五条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の額及び内容のほか、経営指導計画を提出する労働金庫連合会が保有する信託受益権等の額及び内容とする。

3 法第二十五条第四項において準用する法第二十一条の規定に基づき、経営指導計画の提出を受けた金融庁長官及び厚生労働大臣は、様式第十八により、当該経営計画の内容を公表するものとする。

4 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第一項の規定に基づき経営指導計画の履行状況の報告を行う労働金庫連合会は、当該経営指導計画の期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に様式第十九により報告しなければならない。

(削る)

<p>(予備審査等)</p> <p>第九条 労働金庫等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に及び厚生労働大臣に提出して予備審査を求めることができる。</p> <p>2 労働金庫等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認定の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(經由官庁)</p> <p>第十条 (略)</p>	<p>5 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第二項において準用する法第二十二条の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が経営指導計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第二十により公表するものとする。</p> <p>(予備審査等)</p> <p>第十四条 労働金庫等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に及び厚生労働大臣に提出して予備審査を求めることができる。</p> <p>2 労働金庫等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(經由官庁)</p> <p>第十五条 (略)</p>
--	---